

アイドリング禁止規定の抜粋

(平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号)

(自動車の停止時の原動機の停止)

第 72 条

自動車を運転する者は、自動車を停止している場合には、当該自動車の原動機をみだりに稼働させてはならない。

2

自動車を運転する者は、自動車を停止している場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定により自動車を停止しなければならない場合交通の混雑その他道路又は 交通の状況により自動車を停止する場合、当該自動車が特殊自動車（同法第 3 条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車をいう。）、乗合自動車（同法第 27 条第 1 項に規定する乗り合い自動車をいう。）又は緊急自動車（同法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車をいう。）である場合、運転を始める前に当該自動車の原動機を暖めるために当該原動機を稼働させる場合その他自動車の原動機を稼働させることについて知事がやむを得ないものとして規則で定める場合はこの限りではない。

(1)

当該自動車の停止が駐車（道路交通法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する駐車をいう。）にあたる時（当該自動車に人が乗車しているとき、又は当該自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他附属装置（自動車の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く）の動力として使用しているときを除く。）。

(2)

前号に掲げるもののほか、原動機を稼働させる必要はないものとして規則で定めるとき。

(罰則)

第 164 条

次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

(2)

第 46 条第 1 項、第 61 条第 1 項若しくは第 2 項、第 62 条第 1 項若しくは第 2 項又は、第 72 条第 2 項の規定に違反した者。